



### 育児・健康相談(3月)

☑下表の通り ☒相談担当者=保健師など ※育児相談は母子健康手帳を持参  
 ☒育児相談=こども保健課(☎231-1447)、健康相談=成人保健課(☎231-1935)

〔育…育児相談 健…健康相談 骨…骨量測定〕

場 所	日 曜	内 容	
		10:00 12:00	13:00 15:00
蓋井島保健福祉館	2 水	健(10:30~15:00)	
唐戸保健センター	4 金	育	
豊北保健センター	4 金	育	
豊田子育て支援センター	8 火	育	
豊田保健センター	8 火		骨・健
六連島漁村センター	11 金	健	
菊川子育て支援センター	16 水	育	
黒井子育て支援センター	18 金	育	
山陽保健センター	25 金	育	

### 認知症地域相談員による 認知症相談

☒①3月18日(金) 唐戸保健センター(☎231-1233) ②3月23日(水) 彦島保健センター(☎266-0111) ③各日3人(先着順)  
 ☒直接か電話で各実施場所へ。  
 ☒成人保健課(☎231-1935)

### 肝炎治療費を助成します

☒市内在住で、保険適用の次の治療を受ける方 ①C型肝炎ウイルス肝炎(根治目的)へのインターフェロン・インターフェロニンフリー治療、②B型肝炎ウイルス肝炎へのインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療 ※更新などは条件あり。詳細は保健医療課に問い合わせを。▽助成期間 1年以内で治療予定期間に即した期間(原則1人1回) ▽助成額 11



## 福祉・医療

### 高齢者健康づくり活動住民グループに対して助成します

☒次の2つの条件を満たす住民グループ ▽法人格を持たず、高齢者の運動機能の維持と向上を目的とする体操教室を自主的に開催す

ること ▽65歳以上の方10人以上で構成されていること ④4月8日(金)までに、所定の申請書に、平成28年度の活動計画書、収支予算書、団体規約か会則、団体登録シート、参加者名簿を添付して、長寿支援課へ。※申請書などは、長寿支援課、各総合支所市民生活課に用意。市ホームページからもダウンロード可 ※予算の範囲内での助成  
 ④長寿支援課(☎231-1340)

### 病児保育

子どもが病気の時に、保護者が仕事や冠婚葬祭などの理由で、家庭で保育できない場合、一時的に預かります。※連続の利用は原則7日以内  
 ☒0歳~小学6年生までの病気の子ども ☒月曜日~金曜日 午前8時~午後6時、土曜日 午前8時~午後2時 ※日曜日、祝日、お盆、年末年始は休み ☒すこやかルーム(うめだ小児科/☎245-5691)、わかば病児保育所(昭和病院/☎233-0548)、おひさまキッズハウス(青葉こどもクリニック/☎256-2865)、病児保育室(こいえ) (かねはら小児科/☎250-9876)  
 ④料(1日) ▽市民税課税世帯: 2000円 ▽市民税非課税世帯: 生活保護世帯: 1000円 ⑤事前登録申請書の提出を。※利用の



### 大人の発達障がい理解シンポジウム

●『生きづらさを抱える彼らと共に未来を創造する』~発達障がいの個性を生かせる活動支援とは~  
 ☒3月25日(金)午後6時~8時 ☒海峽メッセ下関9階海峽ホール(豊前田町三丁目) ☒シンポジストによる発表(午後6時)、シンポジストによるディスカッション(午後7時15分) ▷司会=本田秀夫氏(信州大学医学部附属病院子どものこころ診療部診療教授) ③300人(先着順) ※当日参加可 ④直接か郵送、電話、ファクス、Eメールで、医療法人社団あずま会稗田病院附帯事業所 障がい福祉サービス事業所 大人の発達障がいシンポジウム事務局(〒751-0856市内稗田中町8番18号 ☎251-2121 FAX251-2122 ☒kodama.sm@aoikai.jp)へ。☒障害者支援課(☎231-1917)

時は、病児保育指示書が必要です。病院での診察の際にもらってください  
 ☒こども家庭課(☎231-1353)

### 母子父子寡婦福祉資金の貸付について

進学にかかる費用や就職の準備金など、子どもの福祉の増進を図り、経済的に自立するために必要な資金を貸す制度です。申請を受けてから資金を貸すまで通常1カ月以上かかりますので、早目に相談を。※申請前に事前面談が必要(要予約) ※貸し付けには一定の条件あり ※申請後の審査により、申請額の減額や、貸し付けができない場合があります  
 ☒市内在住で子どもを扶養してい



### ひとり親家庭の親の資格取得を支援します

ひとり親家庭の親で就職に有利な資格取得のため、看護学校などへの修業を検討している方に、生活状況や所得(児童扶養手当受給者等)に応じて貸し付けや給付金を受けられる場合があります。子育てをしながらの就労や修業に不安を感じている方、一度相談に来ませんか。(要予約/申請には事前面談が必要)



市内在住で、保険適用の次の治療を受ける方 ①C型肝炎ウイルス肝炎(根治目的)へのインターフェロン・インターフェロニンフリー治療、②B型肝炎ウイルス肝炎へのインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療 ※更新などは条件あり。詳細は保健医療課に問い合わせを。▽助成期間 1年以内で治療予定期間に即した期間(原則1人1回) ▽助成額 11

# 保険・年金

市内在住の母子家庭の母か父子家庭の父で、看護師や介護福祉士など就職に有利な資格の取得を目指している方が、平成27年度に修業予定の方 甲 ことも家庭課へ。 乙 ことも家庭課(☎231-13358)

子育て応援情報誌ふくふく通信「ちやいるど」2016年号を配布しています。最寄りの配布場所で受け取ってください。

▽配布場所 乙 ことも家庭課、本庁の各支所、各総合支所市民生活課、各児童館、ふくふく子ども館、市内の各幼稚園・保育園・認定こども園など ※各戸配布は行いません ※市ホームページに掲載

▽身体障害者福祉センターの「陶芸講座」

市内在住の障害者手帳を持っている方 甲 3月12・19日 午前10時～正午 乙 きたらによるコーヒークップ作り 丙 各日3人(先着順) 300円 甲 3月1日・8日に、電話月曜を除く午前9時～午後5時)かファクスで、身体障害者福祉センター(☎224-2302)へ。 ※詳細は身体障害者福祉センター(☎224-2300)へ

▽障害者支援課(☎231-1920)

## 各総合支所市民生活課

- ▽菊川(☎287-4003)
- ▽豊田(☎766-2180)
- ▽豊浦(☎772-4023)
- ▽豊北(☎782-1922)

## 国民健康保険の加入・脱退の届け出は14日以内

### ●国保に加入するのはどんなとき?

▽他の市町村から下関市に転入したとき  
▽会社の健康保険をやめたときか扶養をはずれたとき  
▽国保加入者に子どもが生まれたとき ※届け出が遅れると医療費が全額自己負担となり、保険料をさかのぼって納めなくてはなりません



### ●国保を脱退するのはどんなとき?

▽下関市から他の市町村に転出したとき  
▽会社の健康保険に加入したときか、扶養になったとき  
▽国保加入者が死亡したとき ※届け出が遅れると、脱退の手続きを行うまで保険料の請求が続きます。そのまま国保の保険証で病院にかかると、国保が負担した医療費を返していただくことになります ※75歳到達により国保から後期高齢者医療に移行する方は、国

保脱退手続きは必要ありません  
甲 保険年金課、各総合支所市民生活課、各支所へ。  
乙 保険年金課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課

## 介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を

市内に住所がある、昭和26年4月1日以前に生まれた方で、日常生活に介護が必要なため介護保険のサービス希望する方 甲 介護保険被保険者証、本人確認できる書類 甲 介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。  
乙 介護保険課(☎231-3184)、各総合支所市民生活課  
▽菊川(☎287-4006) ▽豊田(☎766-2687) ▽豊浦(☎772-4021) ▽豊北(☎782-1924)



## 後期高齢者医療健康診査の受診を

後期高齢者医療制度の被保険者 甲 3月31日(木)まで 乙 健診項目 甲 問診、診察、血液検査(貧血検査含む)、尿検査 乙 受診機関 甲 市内の各医療機関(受診券と一緒に一覧表を送付) 乙 結果 甲 受診した健診機関から郵送で通知するか、直接結果を説明 乙 500円 丙 健康診査受診券(オレンジ色の紙)、質問票(質問が記載してある紙)、後



期高齢者医療被保険者証 乙 保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

## 国民健康保険料は便利な口座振替で

保険料の納付は、便利で確実に納められる口座振替がお勧めです。 甲 保険証か保険料納入通知書、預貯金通帳、通帳印 甲 市内に本支店がある金融機関か郵便局へ。 乙 保険年金課(☎231-1689)、各総合支所市民生活課

## 国民健康保険料は必ず納期限までに

国民健康保険は、被保険者の相互扶助の制度です。皆さんが病院などで診療を受けたときの医療費は、一人ひとりの保険料で支えられています。 特別な事情なく保険料を滞納した場合、有効期限が通常



より短い被保険者証(短期被保険者証)や、医療費が全額自己負担となる被保険者資格証明書の交付を行うことがあります。保険料は必ず納期限内に納めましょう。納付が困難な場合は、早めに窓口へ相談を。 乙 保険年金課(☎231-1689)、各総合支所市民生活課

## 交通事故のときは必ず国民健康保険等に届け出を

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入中、交通事故など第三者から被害を受け、国民健康保険や後期高齢者医療制度を利用して治療を受けた場合、第三者行為による被害届が必要です。 甲 保険年金課、各総合支所へ。 乙 保険年金課(☎231-1688) 乙 後期高齢者医療係(☎231-1306) 乙 各総合支所市民生活課



## 国民年金の相談会

総合支所管内での平成28年度国民年金相談会の開催予定日をお知らせします。 甲 下関年金事務所(☎222-5587)、市保険年金課(☎231-1931)

場所・月日	時間
菊川総合支所	午前10時～午後4時
4月21日、6月16日、8月18日、10月20日、12月15日、2月16日	
社会福祉協議会豊田支所	午前10時～午後4時
5月27日、7月22日、9月23日、11月25日、1月27日、3月24日	
豊浦総合支所	午前10時～午後4時
5月17日、7月19日、9月20日、11月15日、1月17日、3月21日	
豊北総合支所	午前10時～午後4時
4月28日、5月26日、6月23日、7月28日、8月25日、9月21日、10月27日、11月24日、12月22日、1月26日、2月23日、3月23日	